

答 申

諮問第 1 2 3 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙 1 (1) に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」といい、本件開示請求に添付されている別紙を「別紙文書」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 1 3 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年 2 月 2 1 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求について、平成 2 6 年 2 月 2 6 日付けで不備があるため補正通知を行った。異議申立人より、平成 2 6 年 3 月 5 日付けで補正請求に基づく補正後開示請求（別紙 1 (2)）がなされ、それに対して実施機関は、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 2 6 年 3 月 1 7 日付け海建管第 6 4 2 3 号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 2 6 年 3 月 2 0 日付けで行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関の行った非開示決定を取り消せというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、審査会における説明及び意見の陳

述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成21年1月9日の法務局登記官や財務事務所関係者との協議についての真偽を明らかにすること及び平成20年1月26日に海草振興局建設部2階で目視した公文書（永久保存第7110号決裁文書）が毀棄又は隠蔽されたため、その復帰を求めている。
- (2) 別紙文書は、和歌山県が平成13年3月23日付で和歌山地方法務局に提出した公図訂正申出書に添付した、「周辺地権者でないことを証明するために作られた〇〇〇番と〇〇〇番の地番を眼鏡印で括り二筆土地所有者〇〇〇〇」とした土地所在図のことについて、平成21年1月9日、海草振興局建設部副課長〇〇、管理課長〇〇〇〇外が、その土地所在図は法務局登記官が作成したと証言して欲しいと頼み込んだ事件を記録したものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

平成26年2月21日付けで、別紙1(1)に記載する公文書開示請求が異議申立人より提出されたが、実施機関は、公文書開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄に記載された内容では、請求の対象となる公文書を特定することが困難であったため、平成26年2月26日付けで補正を求めたところ、別紙1(2)に記載のあるとおり、補正がなされた。

別紙文書は、実施機関で作成しておらず、その内容が間違いであることがわかる公文書も作成していないため、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行った。

2 別紙文書と海草振興局建設部の保有する協議記録について

異議申立人に対し、平成23年8月16日付け海建総第157号で部分開示した「平成21年1月9日（金）海草振興局建設部と和歌山地方法務局との協議について」（以下、「2者協議記録」という。）の公文書は、海草振興局建設部の「和歌山市上三毛字東山田公図訂正一件1/2、2/2ファイル」内に綴られている。ただし、この2者協議記録は、異議申立人が提出した別紙文書とは異なり、同一の文書ではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その前文及び第1条で記されているように、県民の「知る権利」を尊重し、県の機関の有するその諸活動を県民に「説明する責務」が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものである。

したがって、当審査会は県民の公文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は、別紙1(2)のとおりであり、実施機関は、別紙文書は、実施機関で作成したものではない旨主張する。異議申立人が提出した別紙文書は、海草振興局建設部と和歌山地方法務局と和歌山財務事務所の3者の協議の記録（以下「3者協議記録」という。）であり、実施機関が作成し、異議申立人に平成23年8月16日付け海建総第157号で部分開示した2者協議記録とは同一ではない。大きな違いとしては、3者協議記録は、協議対象先の出席者に、海草振興局建設部と和歌山地方法務局と和歌山財務事

務所の記載があるのに対し、2者協議記録は、海草振興局建設部と和歌山地方法務局の記載があるものの、和歌山財務事務所の記載がない点である。

実施機関によれば、3者協議記録は実施機関で作成したものではなく、実施機関が作成したものは和歌山地方法務局で協議した2者協議記録であり、現在、海草振興局建設部管理課に保管されている「和歌山市上三毛字東山田公図訂正一件1/2、2/2ファイル」内に綴られており、2者協議記録を平成23年8月16日付け海建総第157号で異議申立人に開示したことがある旨主張する。

当審査会は上述した、2者協議記録をインカメラ審理によって見分したところ、別紙文書である3者協議記録とは内容について、非常に似通っているが、一部異なる箇所や、協議対象先の出席者に和歌山財務事務所の記載がなく、同一の文書でないことは明白であった。したがって、別紙1(3)に記載の別件開示請求を内容とする諮問第70号に関して実施機関の提出した資料によれば、和歌山財務事務所では、平成20年度の出張計画書からは、和歌山財務事務所の職員が和歌山地方法務局へ出張していないことが確認できたため、和歌山財務事務所が協議に参加していないとの実施機関の主張は、不自然なことでも妥当性を欠くことでもない。

よって、異議申立人の提出した別紙文書である3者協議記録を実施機関では作成していないと見るのが相当であるが故に、「作成又は取得していないため」の理由により、非開示決定を行ったことは妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
-------	-------

平成26年3月31日	○諮問（実施機関）
平成26年4月25日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年6月17日	○審議
平成26年7月16日	○実施機関からの説明資料を受理
平成26年7月29日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成26年8月27日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成26年9月29日	○審議
平成26年10月27日	○審議
平成26年11月18日	○審議

【別紙 1】

本件開示請求の内容

	請求日	請求内容
(1)	平成 26 年 2 月 21 日	別紙 21 年 1 月 9 日（金）法務局と和歌山財務事務所関係者と協議した内容の内、公函訂正は適正であると考えているが、地番配列が訂正前後で相違がある場合〇〇氏は利害関係者であるが間違いである（適正）公文書開示。
(2)	平成 26 年 3 月 5 日 （補正後請求）	別紙 21 年 1 月 9 日（金）法務局と和歌山財務事務所関係者と協議した内容の内、公函訂正は適正であると考えているが、地番配列が訂正前後で相違がある場合〇〇氏は利害関係者であることが間違いであることがわかる公文書開示。

別件開示請求（諮問第 70 号にかかる）の内容

	請求日	請求内容
(3)	平成 23 年 11 月 17 日	平成 21 年 1 月 9 日（金）法務局〇〇首席登記官、〇〇〇登記官、〇〇〇登記官、海建〇〇副部長、〇〇課長、〇〇、和歌山財務事務所〇〇課長〇〇事務官が参加して別紙の通り協議している。「この開示情報は誤りである」と〇〇元登記官が指摘しているので、正しい（適正な）議事録の開示。